

第3条（対価）

本対価は、本雇用契約において定められた本被用者の年収額の40%に相当する金額（税別）とする。本被用者の年収額とは、本雇用契約の締結の際に委託者が受託者に対し書面により「想定年収」として通知する金額をいい、当該想定年収には月額固定給の12か月分に加え、毎月又は定期的に固定的に支払われる諸手当（例：役職手当、住宅手当、家族手当等）および通年支払が見込まれる賞与・一時金を含むものとする。これに対し、残業手当、業績連動手当、入社準備金等の変動的に支払われる金員は含まれないものとする。